

12月定例議会

結城議員提出議案 賛成者(12名)

結城 力
松本 修
川端 保
川勝 昇
和良 壽
水口 崇
山口 太
梅野 光
角 将
岡 昇
沼谷 美
橋爪 和
橋谷 勲
樫谷 雄

仲江議員提出議案 賛成者(4名)

仲江 孝丸
漆畑 繁生
和野 孝明
寺町 忠

※村上議員は欠席

昨年の地方自治法の改正に伴い、政務調査費の使途が拡大できるよう、政務活動費と名称を変えることになりました。これにより串本町議会においても法律施行の3月1日までに、条例改正の必要性が生じてきました。12月議会では同じ政務活動費条例の名前で結城議員を提出者とした議案と仲江議員を提出者とした議案の二つの条例案が出されました。これまでも議員発議の議案審議は行われてきましたが、同じ名前でも二つの議案が同時に提出されることはありませんでした。議会事務局も扱いに困って県の議長会に問い合わせても回答が来るまで随分時間がかかりました。結城議員提出の議案は現行の政務調査費条例をほぼ踏襲した内容で、年度当初に20万円の交付を受けて、年度末に清算し剰余金を返還するというもの。これに対し仲江議員提出の議案は交付額を6万円にして年度末に清算交付するという内容のもの。それぞれ提案理由の説明を行い質疑を受け、議案ごとの討論と採決が行われ、結城議員提出議案が賛成多数で可決されました。

二つの条例と二つの議案 政務活動費条例を同時に議員発議



決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会は平成24年第3回定例会の9月13日に構成委員6名で設置され、同定例会に提案された議案第99号平成23年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定について外18件の特別会計・事業会計歳入歳出決算の認定について付託されました。

委員会のメンバーは
委員長 仲江 副委員長 角
委員 川勝・橋爪・樫谷・和田良

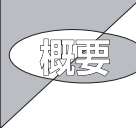


提案理由の説明は本会議で行われていたので、委員会は佐藤代表監査委員に決算監査の経過と結果について報告を受け、監査委員への質疑を行いました。例年同じような指摘が行われ改善が見られないことに関わり、監査委員からも民間の監査は回答を伴うものであるが、自治体にはそれができない。どのようにしていくのか文書をもって回答して行くべき旨の発言がありました。続いて一般会計より担当課の課長をはじめとした説明員の出席も求め、歳出から款別に審査を進めました。全ての会計の審査終了後に委員会、特に問題点が指摘された項目をまとめて、町長の総括質疑が行われました。質疑項目は以下の通りです。

- 担当職員として事業量の基本数値の把握について
- 土地、住宅の貸付価格の適正化について
- 滞納を生まない実務の確立と担当課任せでない滞納処分体制の構築について
- 水道施設の改善計画の策定と有収率向上対策について
- くしもと町立病院の住民の利用率をあげる対策について
- 火葬場の建設方針を明確にされた
- 臨時任用職員の採用基準の明確化について
- 決算審査特別委員会での議論は次年度予算編成に活かされたい

質疑終了後、採決が行われ、各会計決算は全て全員一致で認定となりました。

12月定例議会



平成24年第4回定例会は、12月12日(木)より21日(金)までの日程で開催されました。提出された案件は、当局から条例8件、補正予算10件、平成23年度決算認定案件19件の審議が行われました。



完成した消防防災センターと非常用給油施設

主な議案と説明

- 和深財産区管理委員の選任について
堅田修氏辞任により、新たに橋本宏幸氏を同委員に選任すること。全員一致で同意されました。
- 東牟婁郡公平委員会規約の変更について
公平委員会とは、町職員の勤務条件や不利益処分の審査等を職務とする行政委員会です。東牟婁公平委員会の事務局は那智勝浦町におかれていましたが、合併で郡内最大の町となった串本町に移すことになり、規約を改正するため、議会にはかり議決されました。
- 地域密着型サービスに関する条例について
介護保険法に基づき、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準などを定める条例です。
- 地籍調査地区推進委員会設置等に関する条例について
高速道路早期実現に向けて、路線計画の地籍調査を優先して行うこととなり、地区推進委員の定数は、調査地区面積及び筆数等を考慮し、15人以内であったものを30人以内とする条例改正です。
- 平成24年度串本町一般会計補正予算について
歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億4,230万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,06億8,509万9千円とする。
- 平成23年度串本町一般会計および特別会計の歳入歳出決算の認定について
9月議会で決算審査特別委員会に付託されていた、平成23年度の19件の歳入歳出決算について、委員長報告が行われ、全会計を委員会の決定通りに認定することを可決しました。
- 串本町防災センター条例の制定について
町民の防災意識の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、防災センターを設置する、という条例の制定。
- 串本町消防防災センター条例の制定について
串本町消防本部及び消防署の設置等に関する条例に規定する消防本部、消防署、串本町消防団条例、串本町防災センター条例。これらを総称して、串本町消防防災センターという。